## ■変更点(下線部が変更箇所)

	現行規約	改定後
1	第2条(入会)	第2条(入会)
	1.本サービスへの入会を希望する指定カードの会員は、当行所定のWebサービスにログインのうえ、申込画面から、	1.本サービスへの入会を希望する指定カードの会員は、当行所定のWebサービスにログインのうえ、申込画面から、
	本特約(本特約に付帯する規約・特約等がある場合は、それら全てを含む。以下、同じ。)への同意および本サービ	本特約(本特約に付帯する規約・特約等がある場合は、それら全てを含む。以下、同じ。)への同意および本サービ
	スの決済に用いる指定カードの登録を行ったうえで、申し込みを行うものとし、当行およびJR 東海の承諾を受けるこ	スの決済に用いる指定カードの登録を行ったうえで、申し込みを行うものとし、当行およびJR 東海の承諾を受けるこ
	とで、本サービスの会員(以下、「本サービス会員」という。)としての資格を有することとなり、第3条に定める年会費	とで、本サービスの会員(以下、「本サービス会員」という。)としての資格を有することとなり、第3条に定める年会費
	は、この時点から発生します。本サービス会員には、JR 東海より、本サービスにおける新幹線乗車用のIC カードで	は、この時点から発生します。本サービス会員には、JR 東海より、本サービスにおける新幹線乗車用のIC カードで
	あるプラスEX カードを発行・貸与します。	あるプラスEX カードを発行・貸与します。
	2.本サービスの決済用クレジットカードとして登録するクレジットカードが、JR東海が別に提供する「スマートEXサー	2.本サービスの決済用クレジットカードとして登録するクレジットカードが、JR東海が別に提供する「スマートEXサービ
	ビス」で登録されており、かつ予約や購入申込がある場合は、その期間内は会員として登録されません。(予約や購	ス」で登録されており、かつ予約や購入申込がある場合は、その期間内は <u>本サービス</u> 会員として登録されません。
	入申込がなくなった時点で登録されます。)	(予約や購入申込がなくなった時点で登録されます。)
2	第6条(免責)	第6条(免責)
	1.本受付において、当行が採用する暗号技術は、当行が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等	1.本受付において、当行が採用する暗号技術は、当行が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等
	に関していかなる保証も行わないものとします。	<del>に関していかなる保証も行わないものとします。</del>
	2. 当行の故意または重大な過失による場合を除き、当行は、本受付に起因して生じた指定カードの会員または本	2. 当行の故意または重大な過失による場合を除き、当行は、本受付に起因して生じた指定カードの会員または本
	サービス会員の損害について、一切責任を負わないものとします。	サービス会員の損害について、一切責任を負わないものとします。
3	第7条(本受付の一時停止・中止)	第76条(本受付の一時停止・中止)
4	第8条(特約の変更、承認)	第8 <u>7</u> 条(特約の変更 <del>、承認</del> )
	本特約が変更され、当行からホームページあるいは郵送等により変更内容を表示又は通知した後に、本サービス会	本特約が変更され、当行からホームページあるいは郵送等により変更内容を表示又は通知した後に、本サービス会
	員が本サービスを利用したときは、当該本サービス会員が当該変更内容を承認したものとみなします。	員が本サービスを利用したときは、当該本サービス会員が当該変更内容を承認したものとみなします。
		当行は、民法に定めるところに従い、本特約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を、当行ウェブサイ
		トに公表する方法その他の相当な方法によって本サービス会員に周知することにより、本特約を変更することができ
		<u>るものとします。</u>